第三章第二節中第十五条を第十四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（協議会）

第十五条　都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

一　第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村

二　職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

三　労働者団体

四　事業主団体

五　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体

六　学識経験者

七　その他関係機関が必要と認める者

2　協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。

3　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第十五条の二第一項第一号中「第十条の三第一項第一号」に改め、同項第三号中「こと」の下に「（キャリアコンサルティングの機会の確保に係るものを含む。）」を加える。

第十八条に次の一項を加える。

3　国、都道府県及び市町村は、職業訓練の実施に当たり、労働者がその生活との調和を保ちつつ、職業能力の開発及び向上を図ることができるように、職業訓練の期間及び時間等について十分配慮するものとする。

第二十六条の六第一項中「（昭和二十二年法律第百四十一号）」を削り、同条第五項中「第五条の四」を「第五条の四第一項及び第二項、第五条の五」に、「第四十二条第一項、第四十二条の二」を「第四十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の三」を「第四十二条の二」に改め、同条第八項を削る。

第九十八条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第九十八条の二　この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第九十九条の二の次に次の一条を加える。

第九十九条の三　第十五条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第四条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「第五項」の下に「（第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附則第十条中「第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額（」を削り、「「附則第十三条第一項」を「「同条第一項第三号から第五号までの規定による国庫の負担額を除く。）、同法第六十七条の規定による国庫の負担額、同法附則第十三条第一項」に、「育児休業給付金」を「育児休業給付」に、「及び同条第三項」を「並びに同条第二項」に改める。

附則第十条の二中「平成二十九年度から令和三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に、「附則第十三条第一項の規定」を「育児休業給付」に、「「附則第十四条第一項の規定」を「「介護休業給付金及び育児休業給付」と、「並びに同条第二項」とあるのは「、同法附則第十四条の三第一項の規定による国庫の負担額並びに同条第二項」に改める。

附則第十一条第一項中「各年度」の下に「及び令和四年十月一日から令和五年三月三十一日までの期間」を加え、同条に次の二項を加える。

3　令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間における第十二条第四項の雇用保険率については、同項中「千分の十五・五」とあるのは「千分の九・五」と、「千分の十七・五」とあるのは「千分の十一・五」と、「千分の十五・五」とあるのは「千分の十二・五」として、同項の規定を適用する。

4　前項の場合において、第十二条第五項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十三・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十五・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の八・五から千分の十六・五まで」と、同条第十項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の七から千分の十三まで」と、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十五・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十一まで」とあるのは「千分の七から千分の十五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の八・五から千分の十六・五まで」と、「千分の十四から千分の二十二まで」とあるのは「千分の八から千分の十六まで」と、同条第十一項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十三・五まで」と、「千分の十・五から千分の十八・五まで」とあるのは「千分の六・五から千分の十二・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の七・五から千分の十五・五まで」と、「千分の十二・五から千分の二十・五まで」とあるのは「千分の六・五から千分の十四・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の八・五から千分の十六・五まで」とする。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

（労働保険料に関する暫定措置）

第十一条の二　第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる事業の事業主が当該事業について第十五条第一項又は第十九条第一項の規定に基づき令和四年四月一日から始まる保険年度に係る労働保険料の額を算定する場合にあつては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第一項第一号		
その保険年度に	令和四年度前期賃金総額（令和四年四月一日から同年九月三十日までの期間（以下この号及び第十九条第一項第一号において「令和四年度前期」という。）に	
保険年度の中途	令和四年度前期の中途	
その保険年度の	令和四年度前期の	
同じ。）	同じ。）をいう。次条において同じ。）	
賃金総額）	賃金総額の二分の一に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。））	
第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率（以下「一般保険料率」という。）を乗じて	令和四年度前期の第十二条の規定による一般保険料に係る保険料率（第十七条第一項、第十九条第一項第一号及び附則第五条において「令和四年度前期一般保険料率」という。）を乗じて得た額と令和四年度後期賃金総額（令和四年十月一日から令	